

○総務省訓令第●号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）

の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔(1)～(6) 略〕</p> <p><u>(7) 報告規則 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）をいう。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>〔(1)～(6) 同左〕</p> <p>[新設]</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第18条 法第40条の規定により<u>外国政府又は外国人若しくは外国法人（次条において「外国政府等」という。）との間の電気通信業務に関する協定又は契約（次条において「協定等」という。）の認可</u>を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第18条 法第40条の規定により<u>外国政府等との間の電気通信業務に関する協定等の認可</u>を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。</p>
<p>（審査基準）</p> <p>第19条 認可は、次の各号に掲げる協定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に適合していると認められる場合に行う。</p>	<p>（審査基準）</p> <p>第19条 認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信市場の公正な競争を阻害する行為が行われるおそれの有無等について特</p>

<p>(1) <u>国際電話等（報告規則第1条第2項第20号に規定するものをいう。）、衛星移動通信サービス（報告規則第1条第2項第5号に規定するものをいう。）又は携帯電話における国際ローミングサービス（施行規則第27条第1号ハに規定するものをいう。）の提供に関する提携を内容とする協定等 次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。</u></p> <p>イ <u>当事者が取得し、又は負担すべき金額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。</u></p> <p>ウ <u>当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。</u></p> <p>エ <u>当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。</u></p> <p>オ <u>通信の安全性及び信頼性が確保されていること。</u></p> <p>カ <u>条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していること。</u></p> <p>キ <u>その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。</u></p> <p>(2) <u>本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定等 次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。</u></p> <p>イ <u>当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。</u></p> <p>ウ <u>当事者が当事者以外の者との間で締結して</u></p>	<p><u>別の事情が認められる場合及び電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が提供する電気通信役務の場合には、(2)及び(3)の規定によらないことができる。特別の事情が認められる場合においては、当該特別の事情に応じ、(2)及び(3)の規定の趣旨に準じて審査するものとする。</u></p> <p>(1) <u>外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。</u></p> <p>(2) <u>申請者が協定等を締結する事業者が世界貿易機関加盟国以外の国の事業者である場合は、当事者が取得し又は負担すべき金額（以下この章において「計算料金」という。）及び取り扱う通信量の割合については、次号のアからウまでの方式（以下「統一計算料金方式」という。）に適合したものであること。ただし、第三国中継回線</u></p>
--	--

<p><u>いる協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。</u></p> <p><u>エ 通信の安全性及び信頼性が確保されていること。</u></p> <p><u>オ 条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していること。</u></p> <p><u>カ その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。</u></p>	<p>による場合はウの方式は適用しないものとする。</p> <p><u>ア 計算料金及び支払通貨への換算方法が本邦他の事業者と締結している協定等と同一であること。ただし、関係事業者間において同一内容への改定が予定されている場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>イ 計算料金の分収が両端国で均等であること。</u></p> <p><u>ウ 両端国間において、申請者から協定等を締結する事業者へ発信する通信量の当該事業者に着信する通信量の総量に占める割合が、当該事業者から申請者へ発信する通信量の当該事業者から発信する通信量の総量に占める割合に見合うものであること。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p>(3) 世界貿易機関加盟国以外の国の事業者との協定等においては、統一計算料金方式を協定等を締結する相手国の事業者に通知し、それを当事者間の合意の前提とするものであること。</p>
<p>[削る]</p>	<p>(4) 当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。</p>
<p>[削る]</p>	<p>(5) 当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>
<p>[削る]</p>	<p>(6) 通信の安全性及び信頼性が確保されていること。</p>
<p>[削る]</p>	<p>(7) 条約その他の国際約束により課せられた義務を誠実に履行していること。</p>
<p>[削る]</p>	<p>(8) その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。</p>

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。